

株 主 各 位

大阪府豊中市新千里東町一丁目4番2号
株式会社総医研ホールディングス
代表取締役社長 角 田 真 佐 夫

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第32期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.soiken.com/ir/stock/meeting/>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「総医研ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「2385」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年9月24日（木曜日）午後6時まで議決権を行使してくださいませようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.soukai-portal.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を前頁の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使方法のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、後記の「議決権行使についてのご案内」に従って、前頁の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2026年9月25日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪府吹田市豊津町9番6号
新大阪江坂東急REIホテル 3階ウッドルーム
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 1. 第32期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第32期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第 1 号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第 2 号議案 | | 取締役4名選任の件 |
| 第 3 号議案 | | 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

お身体の不自由な方や、車いすでご出席を予定されている方には、会場内に専用スペースを設けております。ご入場の際は、受付の係員にてご案内させていただきます。

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ①業務の適正を確保するための体制
- ②連結株主資本等変動計算書
- ③連結注記表
- ④貸借対照表
- ⑤損益計算書
- ⑥株主資本等変動計算書
- ⑦個別注記表
- ⑧計算書類に係る会計監査報告

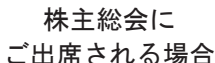
なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合には、1頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

＜株主総会のお土産に関するお知らせ＞

本総会にご出席の株主の皆さまへのお土産の配布はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



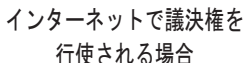
株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますよう
お願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

開催日時

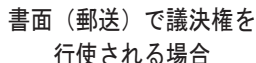
2026年9月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年9月24日（木曜日）
午後6時00分入力完了分まで



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年9月24日（木曜日）
午後6時00分到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 11 個

〇〇〇〇 別中

×月××日 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

1. _____

2. _____

(任意欄)

投票資格確認
議決権行使者
代表取締役社長
代表取締役専任役員
サイン印の位置

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第 1・3 号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
 反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、
 反対する候補者の番号を
 ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としており最優先いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としており最優先いたします。
- ・書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしており最優先いたします。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2026年9月24日(木) 午後6時00分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード*を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル*トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使*トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



*QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶<https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

事業報告

（2025年7月1日から
2026年6月30日まで）

1. 企業集団の現況

（1）当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度の我が国の経済は、雇用・所得環境の改善や政策効果を背景に、個人消費、設備投資、輸出に持ち直しの動きがみられ、景気は総じて緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、物価は緩やかな上昇が続き、家計の実質購買力に物価上昇の影響がみられるほか、中東情勢、海外経済の不確実性、金融資本市場や為替の変動等が景気の下振れ要因として意識される状況が続きました。

我が国では、高齢化の進展や医療費の増加を背景として、医療の適正化、予防・健康づくりの推進及び保健事業の実効性向上に対する要請が一段と高まっており、科学的根拠に基づく評価・介入を支える社会の「EBM」

（Evidence Based Medicine＝科学的根拠に基づく医療）の重要性は引き続き高まっております。これに伴い、健康保険組合等におけるデータヘルス計画の推進、共通評価指標や健康スコアリングレポートの活用、事業主との連携によるコラボヘルスの進展など、健康経営を推進する企業を後押しする事業環境の整備が進んでおります。

また、機能性表示食品制度におきましても、届出・運用面の見直しを通じて制度の信頼性向上が図られるなど、科学的根拠の重要性は一層高まっております。さらに、オンライン資格確認、電子処方箋、電子カルテ情報の標準化等を柱とする医療DXの推進は、保健・医療データの利活用基盤の整備を通じて、国民の主体的な健康管理や予防行動を促進する環境を形成しております。

このような事業環境のもと、当社グループは、大学発のバイオマーカー技術に基づくエビデンスの構築と活用に関する実績やノウハウ、医学界や医療界における幅広いネットワーク等を活かし、医療DXの活用と予防から治療まで様々なヘルスケア関連サービス等の提供を行い、セルフメディケーション社会の構築に寄与することで事業の拡大を図っていく方針であります。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（生体評価システム事業）

生体評価システム事業のうち評価試験事業におきましては、食品の有効性及び安全性に関する臨床評価試験の受託手数料等215百万円（前期比11.2%減）の売上計上を行いました。また、受注状況につきましては、受注高223百万円（前期比38.6%減）、当連結会計年度末の受注残高は338百万円（前期末比2.3%増）となりました。

この結果、生体評価システム事業の業績は、売上高215百万円（前期比11.2%減）、営業利益15百万円（前期比75.0%増）となりました。

（ヘルスケアサポート事業）

ヘルスケアサポート事業は、特定保健指導の受託を中心として、企業における社員の健康管理・増進のニーズや個人の健康意識の高まり等に関連した様々なサービスを健康保険組合等に提供する事業であり、生活習慣病の専門医から成る組織である一般社団法人専門医ヘルスケアネットワークと共同で事業展開しております。

当連結会計年度におきましては、特定保健指導、被扶養者を対象とした特定健康診査のサポート、糖尿病の重症化予防サービス、レセプト解析の受託手数料等の安定した受注基盤を維持しつつ、新規受注先からの契約が着実に増加し、786百万円（前期比14.3%増）の売上計上を行いました。

また、受注状況につきましては、受注高786百万円（前期比14.3%増）、当連結会計年度末の受注残高はありませんでした（前期末はなし）。なお、この事業の受注高は、主に特定保健指導の実績等に応じて事後的に決まるものでありますので、契約締結時点ではなく、当該実績等が確定した時点で計上しております。

この結果、ヘルスケアサポート事業の業績は、売上高786百万円（前期比14.3%増）、営業利益160百万円（前期比50.0%増）となりました。

（化粧品事業）

化粧品事業におきましては、2025年8月18日の「子会社である株式会社ビービーラボラトリーズ事業活動終了の方針決定及び商標権の譲渡に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、株式会社ビービーラボラトリーズは中国市場から撤退し、国内基盤の主力製品であるプラセンタ製品に関する化粧品事業は、2026年3月1日をもちまして、連結子会社である日本予防医薬株式会社へ譲渡いたしました。その後、株式会社ビービーラボラ

トリーズは2026年3月末日をもちまして事業活動を終了いたしました。

当連結会計年度におきましては、通信販売部門の売上高は、104百万円（前期比19.6%減）、卸売部門の売上高は、778百万円（前期比43.4%減）となりました。また、事業活動終了の影響により、人件費・広告宣伝費及び販売促進費等の抑制が進みました。

この結果、化粧品事業の業績は、売上高882百万円（前期比41.4%減）、営業利益48百万円（前期比79.0%増）となりました。

（健康補助食品事業）

健康補助食品事業におきましては、2009年3月より、「疲労定量化及び抗疲労食薬開発プロジェクト」から生まれた製品である「イミダペプチド」を販売しており、主力の飲料のほか、ソフトカプセル、錠剤等の多種多様な商品ラインナップを有しております。

当連結会計年度におきましては、利益最大化を目的として、継続的な購入顧客にターゲットを絞った広告宣伝及び販売促進へと集客方針を転換したことに伴い、売上高は、前期との比較で減収となりましたが、利益率の高い商品へのアップセル施策を強化したことや、広告宣伝費及び販売促進費の効率化により、営業利益率は大幅に改善しました。

この結果、健康補助食品事業の業績は、売上高1,688百万円（前期比20.7%減）、営業利益328百万円（前期比260.2%増）となりました。

（機能性素材開発事業）

機能性素材開発事業におきましては、2026年4月1日付で事業を展開していた株式会社NRLファーマを日本予防医薬株式会社に吸収合併いたしました。現在は同社において、ラクトフェリンをはじめとする機能性素材の開発、販売及び技術供与等を行っており、ラクトフェリン原料の販売、ラクトフェリン等を配合した健康補助食品のOEM供給等による売上を計上しております。

当連結会計年度におきましては、既存のOEM商品の売上やフェムテック関連の受注が堅調に推移したこと等から、売上高は前期との比較で増収となり、かつ、構造改革による固定費の削減により、営業利益率は大幅に改善しました。

この結果、機能性素材開発事業の業績は、売上高296百万円（前期比5.1%増）、営業利益32百万円（前期は28百万円の営業損失）となりました。

これらに加えて、セグメント間取引の消去や全社費用による営業損

失は309百万円（前期は342百万円の営業損失）となりましたので、当連結会計年度の連結売上高は3,871百万円（前期比20.2%減）、連結営業利益は275百万円（前期は137百万円の連結営業損失）、連結経常利益は287百万円（前期は129百万円の連結経常損失）となりました。

また、特別利益として株式会社ビービーラボラトリーズの事業終了に伴う商標権譲渡益96百万円、特別損失として構造改革の取り組みに係る事業再編損144百万円、関東事業所の統合に係る事業所整理損失8百万円等を計上したことにより、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は230百万円（前期は220百万円の税金等調整前当期純損失）となりました。

これらの結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は212百万円（前期は210百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は37百万円であり、その主なものは以下のとおりであります。

ヘルスケアサポート事業：事業所移転に係る内装工事、什器設備

③資金調達の状況

該当事項はありません。

④重要な組織再編等の状況

- イ. 当社の連結子会社である株式会社ビービーラボラトリーズのプラセンタ製品に関する化粧品事業を同じく連結子会社である日本予防医薬株式会社へ2026年3月1日付で事業譲渡いたしました。
- ロ. 当社連結子会社の日本予防医薬株式会社と同じく連結子会社である株式会社NRLファーマは、2026年4月1日を効力発生日として、日本予防医薬株式会社を存続会社、株式会社NRLファーマを消滅会社とする吸収合併を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第29期 2023年6月期	第30期 2024年6月期	第31期 2025年6月期	第32期 (当連結会計年度) 2026年6月期
売 上 高 (百万円)	8,079	5,158	4,848	3,871
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	727	△565	△129	287
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属す る当期純損失 (△) (百万円)	451	△662	△210	212
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	17.27	△25.32	△8.05	8.12
総 資 産 (百万円)	8,239	6,946	6,812	6,851
純 資 産 (百万円)	7,172	6,249	6,037	6,109
1株当たり純資産額 (円)	266.41	238.28	230.22	233.56

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第29期 2023年6月期	第30期 2024年6月期	第31期 2025年6月期	第32期 (当事業年度) 2026年6月期
売 上 高 (百万円)	376	304	753	838
経 常 利 益 (百万円)	86	1	419	538
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	142	△10	447	333
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	5.44	△0.40	17.11	12.76
総 資 産 (百万円)	4,309	4,176	4,654	4,860
純 資 産 (百万円)	4,288	4,147	4,595	4,798
1株当たり純資産額 (円)	163.95	158.55	175.67	183.43

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株)総合医科学研究所	100百万円	100%	生体評価システム事業 ヘルスケアサポート事業
日本予防医薬(株)	155百万円	100%	健康補助食品事業 機能性素材開発事業 化粧品事業
(株)ビービーラボラトリーズ	53百万円	100%	化粧品事業

(注) 1. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

2. 2026年4月1日を効力発生日として、日本予防医薬(株)を存続会社、(株)NRLファーマを消滅会社とする吸収合併を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度において、構造改革及びヘルスケア事業を中核とした事業ポートフォリオの再編を推進するとともに、中長期的な成長基盤の構築に向け、医療DXを活用した総合ヘルスケアプラットフォームの構築に取り組んでまいりました。

事業再編では、中国での化粧品事業から撤退するとともに、日本国内の化粧品事業及び機能性素材開発事業を日本予防医薬株式会社へ集約し、健康補助食品、化粧品、機能性素材、OEM事業を一体的に運営する体制へ移行いたしました。また、同社において、中国・ASEAN市場を対象とした健康補助食品の販売及び機能性素材を活用した商品の販売、現地企業向けOEM事業などの海外展開を推進するとともに、同社が保有するECサイト及び顧客基盤を活用し、総合ヘルスケアプラットフォームの事業基盤の構築を進めております。

これらの事業再編に伴い、2027年6月期から、報告セグメントを「生体評価システム事業」、「法人ヘルスケアサポート事業」、「ヘルスケアプラットフォーム事業」の3区分へ変更し、事業の実態に即した経営管理体制へ移行いたします。従来の「ヘルスケアサポート事業」は「法人ヘルスケアサポート事業」へ名称を変更し、「健康補助食品事業」、「化粧品事業」及び「機能性素材開発事業」は「ヘルスケアプラットフォーム事業」へ統合いたします。

2027年6月期は、新たな成長ドライバーであるヘルスケアプラットフォーム事業（後記①の「総合ヘルスケアプラットフォーム」を担う報告セグメントであります。）の本格展開を進めてまいります。

当社グループは、既存事業による安定した収益基盤を維持・強化するとともに、医療DXを活用したヘルスケアプラットフォーム事業を新たな成長ドライバーとして育成し、中国・ASEANを中心とした海外展開の拡大やM&A・業務提携を積極的に推進することで、中長期的な企業価値の向上及び持続的な利益成長の実現を目指してまいります。また、資本効率を意識した経営を推進し、株主価値の向上にも努めてまいります。

具体的には、以下の課題に取り組んでまいります。

①総合ヘルスケアプラットフォームの構築

高齢化や医療従事者不足、海外駐在員の健康不安の深刻化など、医療アクセスを取り巻く課題が多様化する中、当社グループは、医療DXを推進し、健康補助食品・化粧品、OTC医薬品・漢方薬、郵送検査等のセルフメディケーションECサイトを基盤に、オンライン診療、オンライン薬局、セカ

ンドオピニオンサービスなどを組み合わせ、「予防から治療まで」のサービスをシームレスに提供する「総合ヘルスケアプラットフォーム」の構築を進めております。

当該プラットフォームの構築にあたりましては、当社グループの経営資源を活用してまいります。顧客面では、日本予防医薬株式会社が運営するECサイトの既存顧客に加え、法人ヘルスケアサポート事業を通じて接点を有する健康保険組合の保健事業対象者及び健康経営に取り組む企業の従業員を、当該プラットフォームへ誘導してまいります。あわせて、当該プラットフォームで提供する各種サービスを新たな顧客接点とし、顧客基盤の拡大につなげてまいります。提供体制面では、これまで構築してまいりました専門医のネットワークを活用し、オンライン診療やセカンドオピニオンサービスを提供してまいります。商品面では、疲労感の軽減に資するイミダペプチドやフェムケア機能性素材であるラクトフェリンをはじめとする当社グループの機能性素材及びヘルスケア関連ノウハウを活用した自社商品の拡充を図るとともに、OTC医薬品・漢方薬・化粧品につきましても、取扱品目の充実を図ってまいります。これらに加え、M&Aや業務提携を積極的に活用し、事業領域の拡大を図ってまいります。

また、システム面では、セルフメディケーションECサイトとオンライン診療、オンライン薬局等の各サービスを連携させるシステム基盤の開発、及び顧客データを統合・利活用するための投資を実施してまいります。当該投資につきましては、自社開発に加え、外部サービスとの連携も活用し、効率のかつ機動的に進めてまいります。

なお、当該プラットフォームの構築に際しては、医療関連法令や規制への適合が必要であり、今後の法令等の改正も含め、法令遵守を徹底してまいります。

②研究開発投資

当社グループの原点である「医科学の研究成果を事業化し、人々の健康で安全な生活の実現に寄与する」という経営理念に基づき、疲労プロジェクトを基礎とした抗疲労領域、東京慈恵会医科大学と当社の非連結子会社である株式会社ウイルス医科学研究所との共同研究による疲労及びうつ病の領域、機能性素材開発事業におけるフェムケア領域など、幅広い領域において更なる研究開発投資が重要であると考えております。

また、健康補助食品事業、機能性素材開発事業及び化粧品事業を統合したヘルスケアプラットフォーム事業においては、「イミダペプチド」を中心とした抗疲労機能性素材の研究開発を進めるとともに、OTC医薬品、医薬部外品、漢方薬などのセルフメディケーション関連商品の品揃えの拡充を

図ってまいります。さらに、「プラセンタ」、「ラクトフェリン」、「高機能ペプチド」を活用した「肌の疲れを科学する」新たな化粧品の研究開発を実施してまいります。こうした研究開発投資を通じて、新製品の創出につなげてまいります。

③知的財産権への対応

当社グループでは、研究開発の成果として生ずる成分や製品等について、大学研究者等との共同又は当社グループ単独にて特許権その他の知的財産権を取得することにより、その権利の確保を図っております。また、当社グループの事業に必要な大学研究成果が当社グループ以外で利用されることを防ぐため、当該研究成果について、一定の対価を支払う代わりにその特許を受ける権利の一部を譲り受け、発明者と当社の共同で特許を出願することも行っております。さらに、国内外ともに、当社グループが有する独自性の高い製品の模倣品による被害を防ぐため、商標登録、意匠登録等を適切に行い、権利保全を図る必要があります。以上のようなことから、当社グループは、引き続き知的財産権を戦略的に取得又は活用してまいります。

④医療機関ネットワークの拡充及び整備

当社グループでは、重症化予防事業の受託等におきまして、医療機関とのネットワークを重要な事業基盤としております。加えて、総合ヘルスケアプラットフォームにおいて提供するオンライン診療やセカンドオピニオンサービスにおいても、医療機関及び専門医とのネットワークがサービス提供の基盤となります。

当社グループでは、医療機関ネットワークの更なる拡充に加え、構築した医療機関ネットワークを効率的に運用するためのインフラの整備も進めてまいります。

⑤M&A・業務提携の推進

既存事業の事業領域の拡大及び総合ヘルスケアプラットフォームの構築に向けて、医療DXを中心としたヘルスケア事業領域における積極的なM&Aによる事業拡大と、同プラットフォームにおけるコンテンツの充実に向けた業務提携を推進してまいります。

⑥企業価値向上に向けた財務戦略

2030年6月期に向けて、資本効率の改善を推進してまいります。総合ヘルスケアプラットフォームの構築及び研究開発に係る投資、ヘルスケア事

業領域における積極的なM&Aなどの戦略的な成長投資に取り組み、事業領域の拡大と収益力の向上を図ることで、2030年6月期にROE 8 %の達成を目指してまいります。

また、株主還元につきましては、安定的な配当の継続を基本方針としつつ、今後の利益成長の状況に応じて、更なる株主還元の充実を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年6月30日現在）

当社グループは、生体評価システム事業、ヘルスケアサポート事業、化粧品事業、健康補助食品事業及び機能性素材開発事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

①生体評価システム事業

生体評価システム事業は株式会社総合医科学研究所が営む事業であり、大学の研究成果を導入することにより、身体や病気の状態を客観的かつ定量的に評価するための指標であるバイオマーカーとそれを利用した生体評価システムの研究開発を行い、その技術を応用して、従来は適正な評価方法が存在しなかったために有効な食品や医薬品等の開発が不可能であった病態や疾病等に関して新たな食薬等の市場の開拓等を行う事業であります。

具体的な事業構造は以下のように区分されます。

- イ．評価試験事業：開発したバイオマーカー・生体評価システムを用いて、食品等の機能性・安全性等に関する臨床評価試験及びこれに付随するサービスを提供する事業
- ロ．バイオマーカー開発事業：当社グループ独自のバイオマーカー・生体評価システムの使用権を食品企業や製薬企業等に供与して対価を得る、開発したバイオマーカー・生体評価システムを用いて食品企業や製薬企業等と共同で新たな食薬等を開発する事業

株式会社ウイルス医科学研究所（非連結子会社）は、2005年12月8日に東京慈恵会医科大学の近藤一博教授と共同で設立した子会社であり、近藤教授の研究成果であるヒトヘルペスウイルスを用いた疲労定量化技術や遺伝子治療用ベクター等の事業化を目指しております。

②ヘルスケアサポート事業

ヘルスケアサポート事業は株式会社総合医科学研究所が営む事業であり、当社グループの有する医療機関ネットワークを活用し、各種健康診断や特定保健指導に関する業務受託、主に被扶養者を対象とする特定健康診査の受診勧奨サポート、糖尿病の重症化予防サービス等、健康保険組合等が行う疾病予防及び健康管理への様々な取り組みを支援するサービスを提供しております。

③化粧品事業

化粧品事業は日本予防医薬株式会社が営む事業であり、プラセンタエキスを主とした独自商品ブランドを展開しており、通信販売による直販及び有名百貨店や卸売業者等への卸売りを行っております。

④健康補助食品事業

健康補助食品事業は日本予防医薬株式会社が営む事業であり、当社グループが有するバイオマーカー技術、食薬開発にかかるノウハウや経験等を活かした独自性ある健康補助食品の販売を行っており、疲労プロジェクトから生まれた製品である「イミダペプチド」を主力商品としております。

⑤機能性素材開発事業

機能性素材開発事業は日本予防医薬株式会社が営む事業であり、ラクトフェリンをはじめとする機能性素材の研究開発及び販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年6月30日現在)

①当社の主要な事業所

本社	大阪府豊中市
----	--------

②主要な子会社の事業所

㈱総合医科学研究所	大阪府豊中市、東京都品川区、大阪府吹田市
日本予防医薬㈱	大阪府豊中市、東京都品川区
㈱ビービーラボラトリーズ	大阪府豊中市

- (注) 1. 連結子会社であった㈱NRLファーマは、2026年4月1日付で日本予防医薬㈱を存続会社とする吸収合併を行い、消滅いたしました。
2. ㈱総合医科学研究所は、2025年8月12日付で東京支社を移転いたしました。
3. 日本予防医薬㈱は、2025年8月12日付で東京支社を新設いたしました。
4. ㈱ビービーラボラトリーズは、2026年4月1日付で東京都渋谷区より移転いたしました。

(7) 使用人の状況 (2026年6月30日現在)

①企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
生体評価システム事業	9名	4名減
ヘルスケアサポート事業	14名	3名増
化粧品事業	1名	22名減
健康補助食品事業	13名	6名減
機能性素材開発事業	1名	5名減
全社（共通）	7名	2名減
合 計	45名	36名減

- (注) 1. 「全社（共通）」として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
2. 使用人数が前期末と比べて36名減少しておりますが、その主な理由は、希望退職の実施によるものであります。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
7名	2名減	47才8ヶ月	4年2ヶ月

(注) 使用人数は就業人員数(当社から社外への出向者を除く)であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年6月30日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(連結子会社間の一部事業譲渡)

当社は、2026年2月18日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ビービーラボラトリーズのプラセンタ製品に関する化粧品事業を同じく連結子会社である日本予防医薬株式会社に譲渡することを決議し、2026年3月1日付で事業譲渡いたしました。

(連結子会社間の吸収合併)

当社の連結子会社である日本予防医薬株式会社と同じく当社の連結子会社である株式会社NRLファーマは、2026年4月1日付で、日本予防医薬株式会社を存続会社、株式会社NRLファーマを消滅会社として吸収合併いたしました。

(連結子会社の解散)

当社の連結子会社である株式会社ビービーラボラトリーズは、2026年8月12日開催の当社取締役会において解散することを決議し、現在清算手続きを進めております。

なお、本件に関する詳細は、第32期定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項の連結計算書類の連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記(連結子会社の解散)」に記載のとおりです。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年6月30日現在)

①発行可能株式総数 86,396,800株

②発行済株式の総数 26,158,200株

③株主数 16,510名

④大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
GOLONG HOLDING CO., LIMITED	4,625,600株	17.68%
梶 本 修 身	4,426,800	16.92
光 通 信 K K 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	901,200	3.45
細 川 陽 介	460,000	1.76
天 野 謙 二 郎	352,000	1.35
山 下 敬 弘	320,000	1.22
INTERACTIVE BROKERS LLC	235,300	0.90
市 川 敏 夫	226,000	0.86
(株) U H 6	204,800	0.78
林 下 明 弘	194,300	0.74

(注) 持株比率は自己株式(2株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2026年6月30日現在)

該当事項はありません。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（2026年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	石 神 賢太郎	(株)ビービーラボラトリーズ代表取締役社長
代表取締役社長	角 田 真佐夫	日本予防医薬(株)代表取締役社長 (株)総合医科学研究所代表取締役社長
取 締 役	梶 本 修 身	医師 エコナビスタ(株)最高顧問 東京疲労・睡眠クリニック院長
取 締 役	奥 野 貴 人	財務部長 (株)総合医科学研究所取締役 日本予防医薬(株)取締役
取 締 役	中 島 正 和	(株)ブライトリックパートナーズ代表取締役 ネクスジェン(株)代表取締役 カーブジェン(株)代表取締役
取 締 役	山 本 博 幸	公益財団法人日仏会館理事
常 勤 監 査 役	林 一 弘	
監 査 役	市 田 直 志	弁護士法人市田総合法律事務所社員（弁護士）
監 査 役	古 谷 礼 理	古谷公認会計士事務所所長（公認会計士） (株)クオルテック社外監査役 中本バックス(株)社外取締役（監査等委員） (株)藤商事社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役中島正和氏及び山本博幸氏は、社外取締役であります。
2. 監査役市田直志氏及び古谷礼理氏は、社外監査役であります。
3. 監査役古谷礼理氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役中島正和氏及び山本博幸氏、社外監査役市田直志氏及び古谷礼理氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしており、保険料は全額会社負担としております。

ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補対象外としております。

⑤取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

ａ．基本方針

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう、業績動向を十分に考慮のうえ、各取締役の職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

ｂ．取締役報酬の個人別の金額の決定に関する方針

取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、業績動向、役位、職責、在任年数、従業員給与の水準等を総合的に勘案して決定しております。

ｃ．取締役報酬の個人別の金額の決定に関する事項

取締役報酬の個人別の金額は、上記の方針に基づき、株主総会決議により承認された報酬総額の範囲内で代表取締役社長が原案を作成し、取締役会決議によって決定しております。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	77,161 (6,500)	77,161 (6,500)	－ (－)	－ (－)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	12,720 (6,600)	12,720 (6,600)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	89,881 (13,100)	89,881 (13,100)	－ (－)	－ (－)	9 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2002年8月30日開催の第1回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額10,000千円以内、監査役の報酬限度額は月額3,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点における員数は取締役4名、監査役2名であります。

ハ．社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑥社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役中島正和氏は、(株)ブライトリンクパートナーズ、ネクスジェン(株)及びカーブジェン(株)の代表取締役であります。各社と当社との間には特別な関係はありません。
 - ・社外取締役山本博幸氏は、公益財団法人日仏会館の理事であります。公益財団法人日仏会館と当社との間には特別な関係はありません。
 - ・社外監査役市田直志氏は、弁護士法人市田総合法律事務所の社員であります。弁護士法人市田総合法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。
 - ・社外監査役古谷礼理氏は、古谷公認会計士事務所の所長、(株)クオルテックの社外監査役、かつ中本パックス(株)、(株)藤商事の社外取締役（監査等委員）であります。各社と当社との間には特別な関係はありません。
- ロ．会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係
該当事項はありません。

ハ、当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	中 島 正 和	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。経営者としての豊富な企業経営経験と広い見識に基づく専門的見地からの発言を行うとともに、客観的な立場から経営の監督、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、社外取締役役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。
	山 本 博 幸	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。証券金融市場に深い知見と経験を有し、多岐にわたる人脈の活用も含めて、当社の今後の事業拡大とそれに伴う資本政策や投資戦略に対して客観的な立場から経営の監督、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、社外取締役役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。
社外監査役	市 田 直 志	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、監査役会12回のすべてに出席いたしました。弁護士としての企業法務をはじめとする専門的知識・経験と広い見識を基に、法律の専門家としての視点から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても適宜必要な発言を行っております。
	古 谷 礼 理	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、監査役会12回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的知識・経験と広い見識を基に、会計の専門家としての視点から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(4) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称 あると築地有限責任監査法人

②報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	15,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数点以下第3位を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部        |           | 負 債 の 部         |           |
|----------------|-----------|-----------------|-----------|
| 科 目            | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
| 流 動 資 産        | 6,663,771 | 流 動 負 債         | 742,476   |
| 現 金 及 び 預 金    | 5,352,796 | 買 掛 金           | 35,906    |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 237,001   | 未 払 法 人 税 等     | 47,665    |
| 有 価 証 券        | 300,000   | 株 主 優 待 引 当 金   | 4,027     |
| 商 品            | 188,010   | 契 約 負 債         | 473,687   |
| 仕 掛 品          | 332,212   | そ の 他           | 181,190   |
| 原材料及び貯蔵品       | 146,329   |                 |           |
| そ の 他          | 109,015   |                 |           |
| 貸 倒 引 当 金      | △1,594    | 負 債 合 計         | 742,476   |
| 固 定 資 産        | 188,159   | 純 資 産 の 部       |           |
| 有 形 固 定 資 産    | 40,814    | 株 主 資 本         | 6,109,454 |
| 建 物            | 35,954    | 資 本 金           | 1,836,587 |
| 機 械 及 び 装 置    | 0         | 資 本 剰 余 金       | 1,962,747 |
| 工具、器具及び備品      | 4,859     | 利 益 剰 余 金       | 2,310,120 |
| 無 形 固 定 資 産    | 11,970    | 自 己 株 式         | △0        |
| そ の 他          | 11,970    |                 |           |
| 投資その他の資産       | 135,374   | 純 資 産 合 計       | 6,109,454 |
| 投 資 有 価 証 券    | 25,000    |                 |           |
| 繰 延 税 金 資 産    | 51,411    |                 |           |
| そ の 他          | 58,963    |                 |           |
| 資 産 合 計        | 6,851,930 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 6,851,930 |

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2025年7月1日から  
2026年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |           |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高             |         | 3,871,358 |
| 売上原価            |         | 2,004,968 |
| 売上総利益           |         | 1,866,389 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 1,590,691 |
| 営業利益            |         | 275,698   |
| 営業外収益           |         |           |
| 受取利息            | 12,474  |           |
| 受取賠償金           | 637     |           |
| その他の            | 1,196   | 14,307    |
| 営業外費用           |         |           |
| 関係会社貸倒引当金繰入額    | 1,594   |           |
| その他の            | 524     | 2,119     |
| 経常利益            |         | 287,886   |
| 特別利益            |         |           |
| 商標権譲渡益          | 96,405  | 96,405    |
| 特別損失            |         |           |
| 固定資産除却損         | 133     |           |
| 投資有価証券評価損       | 1,351   |           |
| 事業再編損           | 144,179 |           |
| 事業所整理損失         | 8,267   | 153,932   |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 230,359   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 39,593  |           |
| 法人税等調整額         | △21,562 | 18,030    |
| 当期純利益           |         | 212,328   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | 39        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 212,289   |

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年 8 月21日

株式会社総医研ホールディングス

取締役会 御中

あると築地有限責任監査法人  
大阪事務所

|             |       |         |
|-------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員    | 公認会計士 | 長 井 完 文 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |
| 指定有限責任社員    | 公認会計士 | 曾 川 俊 洋 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社総医研ホールディングスの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社総医研ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人あると築地有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人あると築地有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年9月1日

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 株式会社総医研ホールディングス | 監査役会        |
| 常 勤 監 査 役       | 林 一 弘 (印)   |
| 社 外 監 査 役       | 市 田 直 志 (印) |
| 社 外 監 査 役       | 古 谷 礼 理 (印) |

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、業績動向や将来の研究開発活動等に備えるための内部留保充実の必要性等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式 1株につき金10円  
配当総額 261,581,980円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年9月28日

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（6名）は任期満了となり、これを機に石神賢太郎氏及び梶本修身氏の両名は退任となります。

つきましては、これまでの経営基盤の維持を図り、新たな経営体制でさらなる事業発展を目指すため、取締役4名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名                    | 現在の当社における地位 | 候補者属性                                     |
|------------|------------------------|-------------|-------------------------------------------|
| 1          | すみ だ ま さ お<br>角 田 真佐夫  | 代表取締役社長     | <div>再任</div>                             |
| 2          | おく の たか ひと<br>奥 野 貴 人  | 取締役         | <div>再任</div>                             |
| 3          | なか じま まさ かず<br>中 島 正 和 | 社外取締役       | <div>再任</div> <div>社外</div> <div>独立</div> |
| 4          | やま もと ひろ ゆき<br>山 本 博 幸 | 社外取締役       | <div>再任</div> <div>社外</div> <div>独立</div> |

|               |          |               |                    |
|---------------|----------|---------------|--------------------|
| <div>再任</div> | 再任取締役候補者 | <div>新任</div> | 新任取締役候補者           |
| <div>社外</div> | 社外取締役候補者 | <div>独立</div> | 東京証券取引所の定めに基づく独立役員 |

| 候補者<br>番 号  | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                          | 略 歴 、 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当<br>社の株式数 |
|-------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1<br><br>再任 | すみ だ ま さ お<br>角 田 真佐夫<br>(1977年 7 月 14 日生)  | 2003年 4 月 ロシュ・ダイアグノスティックス<br>株式会社入社<br>2007年 7 月 株式会社総合医科学研究所入社<br>企画室<br>2008年10月 同社ヘルスケアサポート事業部長<br>2010年 9 月 同社取締役就任<br>2017年 6 月 株式会社NRLファーマ代表取締役<br>専務就任<br>2019年 9 月 当社取締役就任<br>2020年 7 月 株式会社NRLファーマ代表取締役<br>社長就任<br>2024年 9 月 当社代表取締役社長就任（現任）<br>株式会社総合医科学研究所代表取<br>締役社長就任（現任）<br>日本予防医薬株式会社代表取締役<br>社長就任（現任） | 1, 100株        |
| 2<br><br>再任 | おく の た か ひ と<br>奥 野 貴 人<br>(1977年 6 月 8 日生) | 2000年 4 月 エコートレーディング株式会社入社<br>2017年 9 月 夢展望株式会社入社<br>2020年 6 月 当社入社 財務部<br>2022年 7 月 当社財務副部長<br>2022年11月 株式会社イーナ入社<br>2023年 1 月 同社経営管理部長<br>2023年 3 月 同社経営統括本部長<br>2023年 9 月 当社入社 財務部長（現任）<br>2023年 9 月 株式会社NRLファーマ取締役就任<br>2024年 9 月 当社取締役就任（現任）<br>株式会社総合医科学研究所取締役<br>就任（現任）<br>2025年 9 月 日本予防医薬株式会社取締役就任<br>（現任）   | 5, 800株        |

| 候補者<br>番 号  | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                      | 略 歴 、 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当<br>社の株式数 |
|-------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3<br><br>再任 | なか じま まさ かず<br>中 島 正 和<br>(1974年1月2日生)  | 1996年4月 伊藤忠商事株式会社入社<br>2000年4月 株式会社サイバーエージェント入社<br>2001年8月 Schroder Ventures KK (現MKSパ<br>ートナース) 入社<br>2006年10月 マッコーリーキャピタル入社<br>2010年10月 株式会社ブライトリンクパートナ<br>ーズ設立代表取締役就任 (現任)<br>株式会社Welby設立取締役就任<br>2011年9月<br>2016年4月 ネクスジェン株式会社設立代表取<br>締役就任 (現任)<br>2016年8月 株式会社Welby取締役 (監査等委<br>員) 就任<br>2020年9月 当社社外取締役就任 (現任)<br>2021年3月 カーブジェン株式会社設立代表取<br>締役就任 (現任) | 9,600株         |
| 4<br><br>再任 | やま もと ひろ ゆき<br>山 本 博 幸<br>(1953年1月11日生) | 1976年4月 野村證券株式会社入社<br>1993年7月 野村中東投資銀行代表取締役社長<br>1997年7月 野村證券株式会社ソウル支店長<br>2001年7月 野村證券株式会社本社投資調査部長<br>2003年7月 バンク・ノムラ・フランス代表取<br>締役社長<br>2009年7月 野村アセットマネジメント株式会<br>社金融法人マーケティング部ゼネ<br>ラルマネージャー<br>2011年4月 大阪経済大学大学院非常勤講師<br>2014年4月 帝京大学短期大学教授<br>2016年4月 帝京大学経済学部教授<br>2018年6月 公益財団法人日仏会館理事 (現任)<br>2023年9月 当社社外取締役就任 (現任)                                 | 9,600株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 角田真佐夫氏、奥野貴人氏、中島正和氏及び山本博幸氏の4名は現在当社の取締役であり、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況は、事業報告の「(3) 会社役員」の状況 ①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。
3. 中島正和氏及び山本博幸氏は、社外取締役候補者であります。当社は、中島正和氏及び山本博幸氏について東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両名の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

4. 中島正和氏及び山本博幸氏は、現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりとなります。

中島正和氏      6年

山本博幸氏      3年

5. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

中島正和氏は、自ら起業した会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、同氏がその経歴を通じて培った知見並びに企業経営に関する経験と見識を当社の経営全般の意思決定に活かしていただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また同氏は、会社法上の社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たすことから、独立性、客観性を有されており、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、企業経営に関する経験と見識を取締役会の意思決定に活かしていただけることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

山本博幸氏は、証券金融市場に深い知見と経験を有し、多岐にわたる人脈の活用も含めて、当社の今後の事業拡大とそれに伴う資本政策や投資戦略に対して適切な助言や監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また同氏は、会社法上の社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たすことから、独立性、客観性を有されており、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、企業経営に関する経験と見識を取締役会の意思決定に活かしていただけることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

6. 当社は、中島正和氏及び山本博幸氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両名の再任が承認可決され、それぞれが社外取締役に就任された場合、両名との間で当該契約を継続する予定であります。

7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「(3) 会社役員の状況 ④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。取締役候補者の選任が承認されますと、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2002年8月30日開催の第1回定時株主総会において、月額10,000千円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたく存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額30,000千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は4名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年150,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を

締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、事業報告（３）会社役員⑤取締役及び監査役の報酬等をご参照ください。）、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

### 【本割当契約の内容の概要】

#### （１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### （２）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （３）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

